

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の総会の議事運営に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成及び権限)

第2条 総会は、全ての正会員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本協会の事務局員は、理事又は監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

3 議長は、必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(開催)

第4条 総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が招集の決議をしたとき

(2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集)

第5条 総会は、定款第 19 条の規定により会長が招集する。

2 前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第6条 会長は、総会の開催日の 1 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、正会員全員の同意があるとき、招集の手続きなく総会を開催することができる。

(議長)

第7条 総会の議長は、定款第 20 条の規定により、会長がこれに当たる。

(権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するために必要な措置を採らせることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第9条 議長は、当該議長の不信任動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

(出席状況の報告)

第10条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、正会員の出席の状況を総会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本協会の事務局員に行わせることができる。

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議題の審議順序)

- 第 11 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、総会に理由を述べて、その順序を変更することができる。
- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。  
(理事等の報告及び説明)
- 第 12 条 議長は、議案を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による正会員が提案する議題にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を、それぞれ求めるものとする。  
(説明義務者)
- 第 13 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。
- 2 正会員の監事に対する質問の説明は、当該監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明をさせることができる。  
(一括説明)
- 第 14 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。  
(説明の拒絶)
- 第 15 条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは説明を拒否することができる。
- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
  - (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
  - (3) 説明をすることにより本協会、その他の者(当該正会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
  - (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
  - (5) 質問が重複する場合
  - (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合
- (採決)
- 第 16 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、審議を終了させ採決しなければならない。  
(採決の順序)
- 第 17 条 原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。  
(決議)
- 第 18 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する正会員を除く、正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議は、議案ごとに行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、定款第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 3 決議に係る出席正会員の賛否の意思表示は、挙手、起立、投票のいずれかによるものとする。
- 4 議長は、決議が終了したときは、その結果を正会員に宣言しなければならない。  
(延期又は続行)
- 第 19 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。
- 2 前項の場合、延会又は続会の日程及び場所についても、決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。
- 4 延会又は続会の日は、最初の総会の日より 2 週間以内に定めなければならない。  
(閉会)
- 第 20 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは継続が決議されたとき

は、閉会を宣言する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数及び出席者数、ただし、書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記する。

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が、署名押印をしなければならない。

3 前項の議事録は、10 年間本協会の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 22 条 議長は、総会の議事の内容及びその結果につき、欠席した正会員に対し、報告をしなければならない。

(補 則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 7 日から施行する。